

令和 6 年度 (令和 5 年分) 給与支払報告書提出のご案内

平素より、特別区民税・都民税 (個人住民税) の特別徴収にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る源泉徴収をする義務のあるものは、給与支払報告書を所定の期日までに提出する必要があります。

令和 6 年度給与支払報告書につきましては、本書および国税庁作成の「令和 5 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を確認のうえ、作成・提出してください。

給与支払報告書の提出について

◎提出書類

A. 総括表

本書に同封のものをご利用ください。

※総括表のみの提出は不要です。

B. 個人別明細書

下記に該当する方のものを、1人につき1枚ご提出ください。

① 令和6年1月1日現在、給与の支払を受けており、江東区に居住している方

② 令和5年中に給与の支払を受けなくなった方のうち、その時点で江東区に居住されていた方
(給与支払金額が30万円以下の場合には提出を省略することができます)

※ 年末調整や税務署への源泉徴収票の提出が不要な方につきましても、上記に該当する場合は、個人別明細書をご提出ください。

※ 上記に該当する方がいない場合は、給与支払報告書の提出は不要です。

※ 個人別明細書以外の様式 (源泉徴収簿等) での受付はできません。

C. 普通徴収切替理由書

本書に同封のものをご利用ください (普通徴収切替の要件に該当し、普通徴収を希望する方がいる場合のみ)。

D. 本人確認書類

給与支払者の本人確認書類を、ご提出又はご提示ください (給与支払者が個人事業主の場合のみ)。
(P.4参照)

提出書類一覧

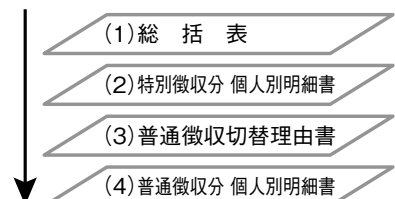
| 給与支払者 | 提出する個人別明細書 | 提出書類 | | | |
|---------------|-------------------|-----------|------------------|---------------------|------------------|
| | | A. 総括表 | B. 個人別 明細書 | C. 普通徴収 切替理由書 | D. 本人確認 書類 |
| 法人 | ①特別徴収分と普通徴収分を両方提出 | ○ | ○ | ○ | |
| | ②特別徴収分のみを提出 | ○ | ○ | | |
| | ③普通徴収分のみを提出 | ○ | ○ | ○ | |
| 個人 (個人事業主) | ④特別徴収分と普通徴収分を両方提出 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ⑤特別徴収分のみを提出 | ○ | ○ | | ○ |
| | ⑥普通徴収分のみを提出 | ○ | ○ | ○ | ○ |

◎提出時の並べ方

給与支払報告書は下記の順に並べ、一束でご提出ください (特別徴収税額通知書への納税義務者の記載は、ご提出時の特別徴収分個人別明細書の順にいたします)。

- (1) 総括表
- (2) 特別徴収分 個人別明細書
- (3) 普通徴収切替理由書
- (4) 普通徴収分 個人別明細書

※ (2)、(3)、(4) は該当する場合のみご提出ください。



◎提出期限

令和 6 年 1 月 31 日 (水) 必着

◎提出先

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 江東区役所 区民部 課税課

※ 同封の返信用封筒をご利用ください。

裏面 (2ページ) へ続きます

総括表の記載について

下記および同封の「令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)」下部の記載事項を参考に記載してください。

【記載例】

給与支払者の指定番号・法人番号・郵便番号・所在地(住所)・名称(氏名)につきましては、江東区が把握している情報をもとにあらかじめ印字されています。印字内容に変更や誤りがございましたら、赤字で訂正してください。

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)

追加 令和6年 1月 31日 提出 特別徴収義務者指定番号

訂正 江東区 長 殿 900123456

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|-----------------------|---------------------------------|--------|----------------------|
| 給与支払期間 | 令和5年 1月分から12月分まで | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人番号 又は法人番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 | 3 | 受給者総人員 | 20人 | |
| 郵便番号 | 〒 135 - 0000 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (フリガナ) | トウキョウトコウトウクウヨウ | | | | | | | | | | | | | 特別徴収 対象者 | 3人 | |
| 所在地 (住所) | 東京都江東区東陽4-11-99- 9999 ¹²³⁴ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電話(03)1234-5678 | | | | | | | | | | | | | | | 普通徴収 対象者 (退職者) |
| (フリガナ) | カブシキガイシャ コウトウ | | | | | | | | | | | | | 普通徴収 対象者 (退職者を除く) | 1人 | |
| 名称 (氏名) | 株式会社 江東 | | | | | | | | | | | | | | | 報告人員 |
| 代表者の 職氏名 | 代表取締役 江東 一郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号 | 総務課人事グループ 係 | | | | | | | | | | | | | 所轄税務署 | 東陽 税務署 | |
| | 氏名 江東 しおみ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (03)1234-5678 | | | | | | 番内線(1234) | | | | | | 納入書 | 要・不要 | | |
| 会計事務所 等の名称及 び電話番号 | 深川ことみ税務会計事務所 | | | | | | | | | | | | | eLTAXで提出するため、来年度以降、この総括表の送付を | | |
| | (03)8765-4321 番 | | | | | | | | | | | | | 希望しません <input type="checkbox"/> | | |
| *普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。 | | | | | | | | | | | | | 希望しない場合は口に✓を記入してください。 | | | |

(江東区提出用)

特別徴収された個人住民税を納入する際に使用する納入書につきまして、要・不要のどちらかに赤字で○を記入してください。

令和7年度の給与支払報告書をeLTAXで提出する場合、翌年以降の総括表が不要であればこちらに✓を記入してください。

普通徴収切替理由書の記載について

普通徴収切替の要件に該当し、普通徴収を希望する方がいる場合に提出が必要です。同封の「個人住民税の特別徴収の推進にかかる普通徴収切替理由書(兼仕切紙)について」の記載事項をご確認のうえ、右側の「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」を切り取ってご利用ください。

個人別明細書の記載について

特にご注意いただきたい点につきましては下記に記載しております。国税庁作成の「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」とあわせてご確認ください。

【記載例】

※ 印字ズレにご注意ください。

令和6年1月1日
(退職者は退職時)
の住所を記入してください。

| | | | | | | | |
|-----------------|--|----------------------|--|--------------------|--|---|--|
| ※ | | ※ | | ※ | | ※ | |
| 区分 | | 江東区東陽4-11-28 | | 0039 | | 123456789012 | |
| 住所 | | 江東区東陽4-11-28 | | 取締役 | | 江東 太郎 | |
| 種別 | | 給与・賞与 | | 給与所得控除後の金額 | | 源泉徴収税額 | |
| 金額 | | 6400000 | | 4680000 | | 2045684 | |
| 控除対象配偶者の有無等 | | 配偶者(特別)控除の額 | | 控除対象扶養親族の人数 | | 16歳未満扶養親族の人数 | |
| 有 | | 3600000 | | 1 | | 5 | |
| 社会保険料等の金額 | | 825684 | | 住宅借入金等特別控除の額 | | 165900 | |
| (1)江東 さざんか(年少) | | 普D | | 前職 砂々運輸 江東区北砂8-1-2 | | 支払額 3,040,000円 社会保険料 367,720円 所得税額 55,000円 令和5年10月31日退職 | |
| 生命保険料の内訳 | | 新生命保険料の金額 | | 旧生命保険料の金額 | | 介護医療保険料の金額 | |
| 住宅借入金等特別控除の額の内訳 | | 住宅借入金等特別控除適用数 | | 居住開始年月日 | | 住宅借入金等特別控除区分(1回目) | |
| (源泉・特別)控除対象配偶者 | | 氏名 | | 江東 みよし | | 配偶者の合計所得 | |
| 控除対象扶養親族 | | 氏名 | | 江東 たつみ | | 16歳未満の扶養親族 | |
| 1 | | 氏名 | | 江東 こども | | 5人目以上の控除対象扶養親族の個人番号 | |
| 2 | | 氏名 | | 江東 たすけ | | 5人目以上の16歳未満の扶養親族の個人番号 | |
| 3 | | 氏名 | | 江東 すみれ | | (1) 678901234567 | |
| 4 | | 氏名 | | 江東 花子 | | | |
| 未成年者 | | 死亡退職者 | | 本人が障害者 | | 勤労学生 | |
| 支払者 | | 個人番号又は法人番号 | | 住所(居所)又は所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 1234567890123 | | 東京都江東区東陽4-11-99-1234 | | 株式会社 江東 | | 03-1234-5678 | |

16歳未満の扶養親族(令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の「住民税に関する事項」に記入のある扶養親族)の人数を忘れずに記載してください。この内容は、住民税の非課税限度額の算定等に使用します。

扶養親族について、5人目以降がいる場合は摘要欄に氏名を記入し、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号欄に、対応する括弧書きの数字を付して個人番号を記載してください(1人目~4人目は控除対象扶養親族欄に記入します)。

16歳未満の扶養親族について、5人目以降がいる場合は摘要欄に氏名を記入し、5人目以降の16歳未満の個人番号欄に、対応する括弧書きの数字を付して個人番号を記載してください(1人目~4人目は16歳未満の扶養親族欄に記入します)。

区市町村に提出する給与支払報告書は、(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族に加えて16歳未満の扶養親族についても個人番号の記載が必要となりますのでご注意ください。また、扶養親族が非居住者(国外居住)の場合は区分欄に○を記載してください。

・普通徴収切替要件に該当する場合は、普通徴収切替理由の符号(「普A」、「普B」等)を明記してください(「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」についても必ず添付してください)。
・年の途中で入社された方で、前職分の支払金額等を含めている場合は、その旨を記入してください。

個人事業主の本人確認書類について

給与支払者が個人事業主の場合は、給与支払報告書に給与支払者のマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けております。給与支払者のマイナンバーを記載した給与支払報告書を提出する際には、下記を参考に、給与支払者本人の本人確認書類の提示又はコピーの添付をしてください（給与支払者が法人の場合は不要です）。

本人確認書類の例

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 等

※ マイナンバーを記載した給与支払報告書を郵送でご提出される場合は、本人確認書類のコピーを同封してください（マイナンバーカードは両面コピーが必要です）。

※ 通知カードに記載されている氏名・住所等が現況と異なる場合は確認書類として認められません。

※ 郵送提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

※ 代理人が提出にお越しになる場合は、上記の書類に代わり、下記3つの確認書類が必要となります。

- ① 給与支払者（個人事業主）本人のマイナンバーを確認できる書類のコピー
給与支払者（個人事業主）本人の〔・マイナンバーカード・通知カード等〕の中から1点
- ② 代理人の身元を確認できる書類
代理人の〔・マイナンバーカード・運転免許証・税理士証票等〕の中から1点
または
〔・公的医療保険の被保険者証・国民年金手帳・住民票の写し等〕の中から2点
- ③ 代理権を確認できる書類
法定代理人 → 戸籍謄本等の資格を証明する書類
任意代理人 → 委任状
・ 本人しか持ち得ない身分証明書（マイナンバーカード等）の原本をお持ちいただくことで、代理権を確認できる書類に代えることができます。
・ 代理権の確認をさせていただく際に、確認書類のコピーを取らせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
・ 法人が代理人となる場合は、上記とは別の方法で代理権を確認しますので、課税課までお問合せください。

給与支払報告書提出後の注意点

給与支払報告書を区市町村へ提出した後、4月1日までの間に、給与受給者に退職や転勤等の異動が生じた場合、「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。異動事由が発生した日から4月15日までに該当の区市町村へ提出してください。なお、令和5年度に特別徴収していた区市町村と、令和6年度の給与支払報告書を提出した区市町村が異なる場合、「給与所得者異動届出書」は両方の区市町村への提出が必要です。

eLTAX（エルタックス）について

- ◎ 基準年（前々年）の所得税の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の事業者（給与支払者）の場合は、インターネットを利用した電子申告（eLTAX:エルタックス）または光ディスク等による提出が義務化されております。
- ◎ eLTAXにつきましては、詳しくはeLTAX地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。なお、ご不明な点等がございましたらeLTAXホームページ内の「よくあるご質問」をご覧ください。（<https://eltax.custhelp.com/>）
- ◎ eLTAXで給与支払報告書を提出された場合は、書面での給与支払報告書の提出は不要です。

給与支払報告書提出に関するお問合せ先

- ◎ ご不明な点等がございましたら江東区ホームページ内の「よくある質問」をご覧ください。
掲載場所：区トップページ(<https://www.city.koto.lg.jp/>) ⇒ 「くらし・地域」税金
⇒ 「税に関するおしらせ」 ⇒ 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出についてよくある質問

◎ 江東区役所 区民部 課税課

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 TEL.03-3647-9111（代表）

